



令和 9（2027）年度 4 月 入園案内

保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所 共通



目 次

1. 保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所の利用について.....	1
(1) 利用施設.....	1
(2) 教育・保育給付認定と利用施設	1
(3) 保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所一覧	2
2. 「保育園」「認定こども園の保育園部分」「小規模保育事業所」の利用をご希望の方へ	4
(1) 「保育園」「認定こども園の保育園部分」「小規模保育事業所」を利用できる児童	4
(2) 保育園の体制	5
(3) 入園までの流れ.....	6
(4) 入園手続き	7
(5) 利用調整・入園選考	10
3. 「幼稚園」または「認定こども園の幼稚園部分」の利用をご希望の方へ.....	12
(1) 「幼稚園」または「認定こども園の幼稚園部分」を利用できる児童.....	12
(2) 入園までの流れ.....	12
(3) 入園手続き	12
4. 保育料（利用者負担額）	14
(1) 保育料（利用者負担額）の算定方法.....	14
1 保育料の決定.....	14
2 保育料の変更.....	14
(2) 保育料（利用者負担額）の算定に係る要件	14
付録 令和 9（2027）年度 利用者負担額（保育料）徴収基準額表.....	15～16
入園申込書の記入例.....	17～18

柏崎市子ども未来部保育課保育係

新潟県柏崎市栄町 18 番 26 号 元気館 2 階

TEL 0257-21-2233

令和 8（2026）年 9 月 発行

1. 保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所の利用について

(1) 利用施設

保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所を利用するには、「**教育・保育給付認定**」（以下「認定」と言います。）の申請が必要です。認定の申請は、入園申込と兼ねて行います。

※原則として、柏崎市に住民登録のある方（令和9（2027）年3月末時点）が申請できます。他市町村にお住まいの方は、住所地の市役所等にご相談ください。

保 育 園

保護者が家庭で保育ができない場合に利用する施設です。入園には、児童の父母が保育を必要とする事由（P4参照）が必要です。保育園を利用するには、**2号認定**または**3号認定**で認定の申請をしてください。

認定こども園

幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持った施設です。柏崎市の認定こども園は、幼稚園が保育園的な機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行います。幼稚園として利用するには**1号認定**、保育園として利用するには**2号認定**または**3号認定**で認定の申請をしてください。

幼 稚 園

小学校入学前までに必要な能力や生活習慣を身に着ける施設です。満3歳以上の児童が対象で、家庭で保育できる人がいても利用できます。幼稚園を利用するには、**1号認定**で認定の申請をしてください。

小規模保育事業所

0～2歳児の児童が対象で、保育園と同様に保護者が家庭で保育ができない場合に利用できます。小規模保育事業所を利用するには、**3号認定**で認定の申請をしてください。

(2) 教育・保育給付認定と利用施設

教育・保育給付認定区分と利用できる施設

年齢	教育・保育給付 認定区分	保育園	認定こども園		幼稚園	小規模 保育事業所
			保育園 として利用	幼稚園 として利用		
満3歳以上	1号認定	-	-	☺	☺	-
	2号認定	☺	☺	-	-	-
満3歳未満	3号認定	☺	☺	-	-	☺

利用時間

朝～夕方

朝～夕方

朝～昼過ぎ

朝～昼過ぎ

朝～夕方

(3) 令和9年(2027)年度入園児募集の保育園・認定こども園・幼稚園・

小規模保育事業所一覧

(令和9年4月見込み)

<保育園>

	保育園名	定員 (人)	所在地	電話番号	開園・閉園時間 (※)	対象
公立	柏崎保育園	160	学校町 1-7	22-3014	7:15~19:00	産休明けから
	大洲保育園 ※2	60	緑町 4-4	22-2636	7:30~18:30	6か月から
	西部保育園	73	番神二丁目 10-58	22-2465	7:30~18:30	
	松波保育園	125	松波四丁目 1-83	22-3488	7:15~19:00	産休明けから
	荒浜保育園 ※1	40	荒浜三丁目 7-22	22-4592	7:30~18:30	6か月から
	北鯖石保育園	98	中田 2295-1	22-4452	7:30~18:30	
	中通保育園 ※2	60	曾地 172-1	28-2331	7:30~18:30	
	高田保育園	98	新道 3081-1	23-4447	7:30~18:30	
	北条保育園	90	北条 2910	25-3009	7:30~18:30	
	鯖石保育園	40	加納 2628-1	27-2169	7:30~18:30	
	田尻保育園	200	安田 1412-1	22-3676	7:15~19:00	
私立	こみの保育園	110	小倉町 9-2	22-5458	7:00~18:30	産休明けから
	明照保育園	70	西本町二丁目 4-11	24-0357	7:00~19:00	
	はらまち保育園	170	原町 3-23	24-6190	7:15~18:45	
	米山台保育園	65	米山台東 4649-6	22-6830	7:30~18:30	
	なかよし保育園	80	ゆりが丘 27-18	24-0317	7:30~19:00	
	剣野保育園	98	剣野町 1-11	24-3727	7:30~18:30	
	柏崎さくら保育園	110	三和町 9-33	24-8971	7:30~18:30	6か月から
	半田保育園	150	希望が丘 4-5	24-1696	7:30~19:00	産休明けから
	枇杷島保育園	116	関町 9-13	22-2690	7:15~18:45	
	とうぶ保育園	88	藤元町 28-20	22-5622	7:15~18:45	
	西山ふたば保育園	120	西山町坂田 231-2	31-7007	7:30~19:00	
	比角保育園	124	比角二丁目 10-15	22-3285	7:15~18:45	

※1 荒浜保育園は、令和10(2028)年3月31日で閉園予定ですが、閉園時期は入園状況により変更する場合があります。申請前に必ずご確認ください。

※2 大洲保育園・中通保育園は、園児数の減少により、柏崎市保育園整備基本方針に基づき統廃合の検討を進めています。

土曜日の開園・閉園時間は異なる場合がありますので、各園にお問い合わせください。

開園する曜日等についてはP5をご参照ください。

<認定こども園・幼稚園>

区分	施設名	定員 (人)	対象	所在地	電話番号
幼稚園	花ぞの幼稚園	120	(教育認定)満3歳児以上	新花町 12-20	22-4618
認定こども園	柏崎カトリック白百合幼稚園	120	(教育認定)満3歳児以上	柳橋町 3-10	23-6906
	にこにこ保育園	30	(保育認定)11か月以上		
認定こども園	柏崎二葉幼稚園	150	(教育認定)満3歳児以上	藤井 756-3	24-9050
	やまざくら保育園	18	(保育認定)11か月以上		
認定こども園	小鳩幼稚園	75	(教育認定)満3歳児以上	東本町 2-4-5	22-3492
	こばと保育園	60	(保育認定)11か月以上		

※開園・閉園時間等、詳しくは各園にお問い合わせください。

※認定こども園・幼稚園は、全ての園で延長預かり保育・園バス送迎・給食・子育て支援を行っています。

※柏崎中央幼稚園・柏崎中央保育園は、令和9(2027)年3月31日で閉園となります。

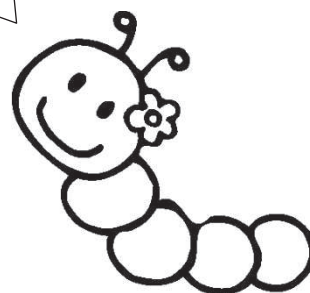
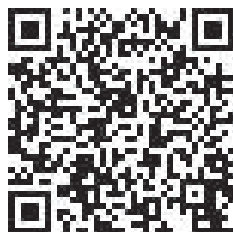
<小規模保育事業所>

施設名	定員 (人)	所在地	電話番号	開園・閉園時間	対象
柏崎二葉幼稚園・ やまざくら保育園分園	12	藤井 866-16	24-9050 (二葉幼稚園)	7:30~18:00	11か月から3歳を 迎えた年の年度末まで

※土曜日の開園日・閉園時間は園にお問い合わせください。

柏崎市の子育て情報を「すくすくネットかしわざき」で発信しています。
施設の住所や位置がわかる「子育て便利マップ」もぜひご利用ください。

<すくすくネットかしわざきはこちら>



2. 「保育園」「認定こども園の保育園部分」「小規模保育事業所」の利用をご希望の方へ

(1) 「保育園」「認定こども園の保育園部分」「小規模保育事業所」を利用できる児童

保育園、認定こども園の保育園部分、小規模保育事業所は、保護者が家庭で保育ができない場合に利用する施設です。児童の父母が次の「保育を必要とする事由」に該当する場合に利用できます。保育の必要性に応じて、認定期間と保育必要量が決まります。施設を利用するには、**2号認定**または**3号認定**で認定の申請をしてください（認定区分についてはP1参照）。

保育を必要とする事由	要件	認定期間 (施設を利用できる期間)	保育必要量	
			標準時間	短時間
就労・就学	就労(就学)時間が月120h以上	就労(就学)している期間	○	○
	就労(就学)時間が月48h～120h(※1)			○
保護者の疾病・障がい	病気・負傷・心身に障がいがある場合	療養が必要な期間	○	○
妊娠・出産	出産前後のため保育ができない場合	妊娠中または産後8週間が経過する日の属する月の月末まで	○	○
弟妹の育児	育児のため保育ができない場合	弟妹が生後8週間を過ぎた翌月から、1歳に達する年の年度末まで(※2)		○
親族の介護・看護	常時、親族の介護・看護をしている場合	介護・看護が必要な期間	○	○
求職活動・起業準備	求職活動または起業準備を継続的に行っている場合	3か月間(※3)		○
災害復旧	災害復旧を行っている場合	災害復旧に必要な期間	○	○
虐待やDVのおそれがあること、その他市が定める事由	保育課にご相談ください	必要な期間	○	○

※1 月120h未満でも、就労時間（通勤時間や残業を含む）の都合で、短時間では送迎が間に合わず常時延長保育を利用することになる場合は、標準時間を利用できます。

※2 認定期間満了後も引き続き施設を利用する場合は、他の事由への変更が必要です。なお、育児休業期間が継続する場合は、事由を「育児休業」へ変更することで、引き続き施設を利用することができます。

※3 認定期間満了後も引き続き施設を利用する場合は、他の事由への変更、または延長の手続きが必要です。延長するときは、求職活動を行っていた証明書類等をご提出ください。証明書類が提出されないと、継続利用が認められない場合があります。

「保育園を利用する0・1歳児の保護者」が、求職活動の延長が認められるのは同年度内で1回です。

(例) 4月1日から求職活動で保育園を利用する方の場合

4月1日～6月30日：求職活動を事由として保育園を利用

→7月1日～9月30日：延長手続きをし、引き続き求職活動を事由として保育園を利用
この期間中、もしくは10月1日から就労等の他の事由への変更が必要です。

変更ができない場合は退園となります。同年度中に改めて入園を希望する場合は、求職活動以外の事由で申し込みをしていただく必要があります。

やむを得ない事情により引き続き求職活動を事由として保育園を利用したい場合は、6か月が経過する前に園長が面談し、状況を確認した上で保育課が延長の可否を判断します。

(2) 保育園の体制

このページはすべて公立保育園の内容です。

私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所を希望の方は各園にお問い合わせください。

1 基本の保育時間

・ 平 日

標準時間	最長 11 時間 （7：30～18：30 の範囲で保育が必要な時間）
短時間	最長 8 時間 （8：30～16：30 の範囲で保育が必要な時間）

・ 土曜日

仕事の都合等で家庭で保育ができない場合に利用できます。

利用時間等については各園にお問い合わせください。

※標準時間と短時間で保育料が異なります（P 15 参照）。

※仕事の都合等で上記の保育時間を超えて利用したい場合は、早朝・夕方の延長保育を利用できます。

開園・閉園時間は各保育園で異なります（P 2 参照）。

夕方の延長保育の利用料金は、30 分につき 100 円です。

2 保育を行わない日

・ 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、各園で定めた日

⇒ 休日に就労のため保育が必要な方は、『休日保育』をご利用ください。

休日保育は、市内の保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所に通う児童を対象に、

『柏崎保育園 子育て支援室（所在地：柏崎市学校町 1-7 電話：22-7580）』で行っています。

※1月1日は休日保育も行いません。

3 その他

・ 保育園への送迎は保護者の責任でお願いします。

・ すべての保育園で給食を実施しています。なお、0～2歳児は完全給食（主食＋副食）ですが、3歳児以上は主食の持参が必要です。

給食実施曜日は月～金曜日です。土曜日は給食がありませんので、ご家庭でご用意ください。

・ 長期欠席をする場合は、退園をしないと保育料等がかかりますのであらかじめご承知おきください。

・ 伝染病などの疾病を有している場合や、心身が虚弱で保育に堪えられない児童は、入園を認められない

場合がありますので早めにご相談ください。

・ P 4に記載された「保育を必要とする事由」以外に家庭で保育ができない事由がある場合は、保育課にご相談ください。

(3) 入園までの流れ

時 期	流 れ	
9月下旬	申込書類の準備	- 第1希望の施設、保育課窓口、柏崎市ホームページのいずれかで入手してください。 ※認定こども園、小規模保育事業所に申し込みをする方は、願書の提出が必要になる場合があります。詳細は、各認定こども園等にご確認ください。
10月 1日(木) ～ 10月30日(金)	入園申込 (兼 教育・保育 給付認定申請)	- 紙申請の場合は、第1希望の施設にご提出ください。 - 電子申請の場合は、申請フォームから申請してください。 - 紙申請、電子申請いずれの場合も「2 利用を希望する施設名、期間等」については、必ず第1希望から第6希望まで記入または入力してください。
11月上旬～ 12月	利用調整	施設の受け入れ可能人数を超える場合「入園選考の方法」に基づき利用調整を行います（P10参照）。
	入園先の通知 認定	【保育園に内定した方】 - 市が審査を行い「認定通知書」および「内定通知書」を12月中旬に交付します。その際に、体験入園及び個別面接や、保育料等の納入方法についてもお知らせする予定です。 【認定こども園、小規模保育事業所に内定した方】 - 市が審査を行い「認定通知書」を交付します。 - 施設から「入園許可書」が送付されます。
4月	入園	4月当初は原則短縮保育となります。（新入園児のみ）
4月中旬	保育料等の決定 通知	市から保育料等を通知します。

※育児休業が終了して職場復帰する方へ

令和9（2027）年5月10日（月）までに職場復帰する方は、4月1日入園の申し込みができます。

令和9（2027）年5月11日（火）以降に職場復帰する方は、途中入園となるため4月1日入園の申し込みはできません。4月2日から入園の申し込みを受け付けます。

(4) 入園手続き

	紙で申請する場合	電子申請する場合
申込期間	令和 8（2026）年 10 月 1 日（木）から 令和 8（2026）年 10 月 30 日（金）までの祝日を除く月曜日から金曜日 ・ 10 月 30 日（金）までにお申し込みの方は、受付順は選考に影響しません。 ・ 11 月 2 日（月）以降にお申し込みの方は、受付順に入園先を決定します。	
申込方法	・ 申込書類を提出してください。 〈提出先〉 第 1 希望の保育園、認定こども園・ 小規模保育事業所	・ 申請フォームから申請してください。 〈オンライン申請はこちら〉  マイナンバーカード による本人認証が必要 ですのでご準備く ださい。 ※上記期間中のみ、申 請可能です。
申し込みの 注意事項	・ 申請に必要な申込書類（P 8 参照）を漏れなく添付してください。 添付漏れがある場合は、受け付けられません。 ・ 認定こども園、小規模保育事業所の願書は、直接園に紙で提出してください。	

申込書類については次ページから記載しています。
 必ずご確認ください。
 入園手続きや申込書類等に関するお問い合わせは
 保育課保育係までお願いします。

TEL 0257-21-2233
 FAX 0257-22-1077



(5) 申込書類

全ての方が提出する書類

①入園申込書

※正式名称「教育・保育給付認定申請書 兼 入園申込書」

②保育を必要とする事由を証明する書類

父、母それぞれについて、入園申込書に添付して提出してください。

保育を必要とする事由	提出書類
就労	『就労証明書』 ※就労（内定）している事業所からの証明が必要です。
就学	『就学（内定）証明書』 ※就学（内定）している施設からの証明が必要です。
保護者の疾病・障がい 妊娠・出産 弟妹の育児 親族の介護・看護	『疾病・出産・育児・介護 申立書』 ※左記内容を証明する書類が必要です。
求職活動	『求職活動申立書 兼 求職活動報告書』 ※【1】のみご記入ください。「【2】過去3か月間の求職活動の状況」の記入及び添付書類は不要です。 ※0～1歳児の保護者が求職活動を事由として保育園を利用する場合は、必ずP4 下部をご参照ください。
その他（災害復旧等）	保育課にご相談ください。

※きょうだい同時に2人以上の申し込みをする場合、最年少の児童の入園申込書に「②保育を必要とする事由を証明する書類」を添付してください。

該当する方のみ提出する書類

次に該当する方は、必要書類を添付してください。

★印の書類については、各園、保育課窓口、柏崎市ホームページに様式があります。

状 況	必要書類
ひとり親世帯で、 ひとり親家庭等医療費助成受給者証（64 県親）と、児童扶養手当の受給資格（全部支 給・一部支給・全部停止）のどちらもお持ち でない方	『全部事項証明（戸籍謄本）』（写し可） ※直近1か月以内に取得したもの
離婚調停中の方	『申述書』★ ※保護者名・申込児童名・状況についての記載 と押印があれば、任意の様式でもかまいません。 『裁判所から発行された、離婚調停中であること がわかる書類』の写し
海外勤務者で日本での課税がない方	『令和7（2025）年1月から12月までの1年 間の収入がわかる書類』の写し（『給与明細書』 など）
今は市外に住所があり、令和9（2027）年 3月末までに柏崎市へ転入予定の方	『転入誓約書』★ ※保護者名・申込児童名・現住所・転入後住所・ 転入予定日の記載と押印があれば、任意の様 式でもかまいません。 ※令和9（2027）年3月末までに柏崎市に転 入予定の方は、柏崎市在住児童と同様に扱い ます。

※令和8（2026）年1月1日現在、柏崎市に住民登録がない方へ

別途『マイナンバー（個人番号）記載の住民票』、『所得課税証明書』等の提出をお願いする場合があります。

※きょうだい同時に2人以上の申し込みをする場合、最年少の児童の入園申込書に「②保育を必要とする事由を証明する書類」と「該当する方のみ提出する書類」を添付してください。

(6) 利用調整・入園選考

入園申込書に記載の第1希望から第6希望に基づき利用調整を行います。受け入れ可能人数を超える場合には、以下のとおり入園選考を行います。

※継続児童（令和8（2026）年9月30日までに入園し、令和9（2027）年度も引き続き同じ施設に入園する児童）は優先的に入園となります。

＜入園選考の方法＞

希望する施設に受け入れ可能人数を超える申し込みがあった場合に「1 保育を必要とする事由・状況について」の父母のどちらか低い方の点数と「2 家庭の状況について」の該当するすべての点数を合計し、点数の高い児童から入園を決定します。

※原則として申込時点の状況で算出します。ただし、妊娠・出産、弟妹の育児については母子手帳等を確認し、4月1日時点の状況で算出します。

1 保育を必要とする事由・状況について

保育を必要とする事由	状 況	点数
就労・就学	月 140h 以上就労または就学している	10
	月 120h 以上就労または就学している	8
	月 80h 以上就労または就学している	6
	月 48h 以上就労または就学している	4
保護者の疾病・障がい	常時入院または寝たきりである／身体障害者手帳 1,2 級、精神障害者保健福祉手帳 1,2 級、療育手帳 A のいずれかの交付を受けている／要介護 4 以上の認定を受けている	10
	身体障害者手帳 3,4 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B のいずれかの交付を受けている／要介護 3 程度の認定を受けている	7
	入院・通院等上記以外の状態で保育が困難である	5
妊娠・出産	妊娠中または出産後 8 週間の期間にある	10
弟妹の育児	生後 8 週間を過ぎ、1 歳に達する年の年度末までの期間にある弟妹の育児をしている	5
親族の介護・看護	常時入院または寝たきりである／身体障害者手帳 1,2 級、精神障害者保健福祉手帳 1,2 級、療育手帳 A のいずれかの交付を受けている／要介護認定 4 以上の親族を介護または看護している	10
	身体障害者手帳 3,4 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B のいずれかの交付を受けている／要介護認定 3 程度の親族を介護または看護している	7
	上記以外の状態の親族を介護または看護している	5
求職活動	求職活動または起業準備を継続的に行っている	2
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	10
虐待・DV	虐待や DV の恐れがある	10
その他	上記に類する状態として認められるもの	1～10

2 家庭の状況について

状 況	点数
ひとり親世帯である	10
単身赴任中の世帯である	2
生活保護世帯である	4
保育士等の資格を持つ保護者が、市内保育施設等で就労している	4
看護師や介護福祉士等の資格を持つ保護者が、市内医療施設、介護施設、障害福祉施設等で就労している、または就労することが内定している	3
兄弟姉妹が同一の保育施設を希望またはすでに利用している	6
転園を希望している（令和8（2026）年9月30日までに入園し、令和9（2027）年4月1日から転園を希望する）	3
対象児童または兄弟姉妹が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている／特別児童扶養手当の認定を受けている／障害基礎年金を受給している	5
保育料の滞納がある	減点
その他、保育が必要な状況として市が認めるもの	1～10

【点数算出の例】

父が月140h就労かつ単身赴任、母が求職活動、転園希望、姉が同一の施設を利用している場合。

2	+	2	+	3	+	6	= 13点となります。
(母が求職活動)		(単身赴任中世帯)		(転園希望)		(姉が同一施設を利用)	

※この場合「1 保育を必要とする事由・状況について」は父母の点数の低い方を使うため、父の月140h就労（10点）ではなく母の求職活動（2点）で算出します。

3 同点となった場合に考慮する事項

優先順位	項 目
1	希望する保育施設の所在地と同じ小学校区域内に住所を有している
2	養育する小学生以下の子ども的人数が多い
3	入園希望が上位の園である
4	保育の協力者（祖父母等）と同居していない

4 1～3でも点数に差がつかない場合は抽選を行います。

⚠⚠⚠ 申込上の留意点 ⚠⚠⚠

昨今の保育ニーズの高まりから、第1希望以外の園に内定する場合があります。また、選考は令和9(2027)年4月1日現在の年齢ごとに行われるため、きょうだいで同じ点数であっても、それぞれ異なる園に内定する可能性があります。以上のことを十分にご理解いただいた上で、お申し込みください。

3. 「幼稚園」または「認定こども園の幼稚園部分」の利用をご希望の方へ

(1) 「幼稚園」または「認定こども園の幼稚園部分」を利用できる児童

幼稚園または認定こども園の幼稚園部分は、満3歳以上の児童が対象で、家庭で保育できる人がいても利用できます。施設を利用するには、**1号認定**で認定の申請をしてください（認定区分についてはP1参照）。

(2) 入園までの流れ

時 期	流 れ	
9月上旬	申込書類の準備	・ 第1希望の施設で入手してください。
10月1日(木) ～ 10月30日(金)	入園申込 (兼 教育・保育給付認定申請)	・ 紙申請の場合は、第1希望の施設にご提出ください。 ・ 電子申請の場合は、申請フォームから申請してください。
11月以降	入園先の通知 認定	・ 市が審査を行い「認定通知書」を交付します。 ・ 施設から「入園許可書」が送付されます。
4月	入園	
4月中旬	利用料等の決定通知	・ 市から利用料等を通知します。

(3) 入園手続き

	紙で申請する場合	電子申請する場合
申込期間	令和8(2026)年10月1日(木)から ・ 申込期間や選考については、各園にお問い合わせください。 ・ 土曜、日曜及び祝日は閉園していますのでご注意ください。	
申込方法	・ 申込書類を提出してください。 〈提出先〉 第1希望の幼稚園、認定こども園	・ 申請フォームから申請してください。 〈オンライン申請はこちら〉  マイナンバーカードによる本人認証が必要ですのでご準備ください。 ※令和8(2026)年10月1日～ 令和8(2026)年10月30日までの期間が申請可能です。
申し込みの 注意事項	・ 申請に必要な申込書類(P13参照)を漏れなく添付してください。添付漏れがある場合は、受け付けられません。 ・ 幼稚園、認定こども園の願書は、直接園に紙で提出してください。	

(4) 申込書類

全ての方が提出する書類

入園申込書

※正式名称「教育・保育給付認定申請書 兼 入園申込書」

該当する方のみ提出する書類

次に該当する方は、必要書類を添付してください。

★印の書類は、各園、保育課窓口、柏崎市ホームページに様式があります。

状 況	必要書類
ひとり親世帯で、 ひとり親家庭等医療費助成受給者証（64 県親）と、児童扶養手当の受給資格（全部支 給・一部支給・全部停止）のどちらもお持ち でない方	『全部事項証明（戸籍謄本）』（写し可） ※直近1か月以内に取得したもの
離婚調停中の方	『申述書』★ ※保護者名・申込児童名・状況についての記載 と押印があれば、任意の様式でもかまいませ ん。 『裁判所から発行された、離婚調停中であること がわかる書類』の写し
海外勤務者で日本での課税がない方	『令和7（2025）年1月から12月までの1年 間の収入がわかる書類』の写し（『給与明細書』 など）
今は市外に住所があり、令和9（2027）年 3月末までに柏崎市へ転入予定の方	『転入誓約書』★ ※保護者名・申込児童名・現住所・転入後住所・ 転入予定日の記載と押印があれば、任意の様 式でもかまいません。 ※令和9（2027）年3月末までに柏崎市に転 入予定の方は、柏崎市在住児童と同様に扱い ます。

※令和8（2026）年1月1日現在、柏崎市に住民登録がない方へ

別途『マイナンバー（個人番号）記載の住民票』、『所得課税証明書』等の提出をお願いする場合があります。

※きょうだい同時に2人以上の申し込みをする場合、最年少の児童の入園申込書に「該当する方のみ提出する書類」を添付してください。

4. 保育料（利用者負担額）

（１）保育料（利用者負担額）の算定方法

1 保育料の決定

月額 0 円から 49,000 円の間で、児童の年齢や世帯の市町村民税額（原則として父母の合計）を基に算定します。入園後の4月中旬に、個別で郵送にて通知します。

また、毎年9月に算定切替があり、保育料が変更になる方には郵送にて通知します。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前年度の市町村民税額で算定 （前々年の収入により決定）						当年度の市町村民税額で算定 （前年の収入により決定）					

※詳しい算定方法や基準額表は、次ページ以降をご覧ください。

また、基準額表の金額の他に、園ごとに決められた実費徴収の費用や延長保育料がかかります。

2 保育料の変更

保育必要量（標準時間・短時間）の変更があったときや、保護者の婚姻や離婚、転居などにより世帯員や世帯の状況に変更があったとき（※）は保育料を再算定し変更します。税額の申告をしたときや法令に改正があったときも、保育料が変更になることがあります。

※通っている園にお申し出ください。変更申請書の様式をお渡しします。

（２）保育料（利用者負担額）の算定に係る要件

▼市町村民税の控除の適用

保育料算定に用いる市町村民税額は、寄附金控除、外国税額控除、配当控除や住宅借入金等特別控除等の税額控除適用前の金額となります。（ただし調整控除は適用します。）

▼保育料算定の祖父母合算

児童の父母が非課税であり、同居の祖父母等が家計の主宰者であると判断される場合（父母の状況が次の①または②に該当する場合）は、祖父母のうち所得の高い方の市町村民税で算定します。

同居の取り扱い住民票の世帯ではなく生活実態によります。世帯分離をしているかどうかは関係ありません。

①父母の所得が年間 48 万円×人数（父・母・扶養者の人数）未滿

②ひとり親で収入が 103 万円未滿

▼ひとり親世帯または在宅障害児（者）がいる世帯等の軽減

市民税所得割額が 77,101 円未滿のひとり親世帯または在宅障害児（者）がいる世帯等は、保護者と生計を一にする世帯の中で最も年齢の高い子どもを第 1 子、次に年齢の高い子どもを第 2 子と数え、第 1 子の保育料は軽減、第 2 子から無料となります。

【ご注意ください】次ページにも記載がありますが、0 歳児（令和 9 年 4 月 1 日時点で 0 歳）のお子さんが年度途中で誕生日を迎え、満 1 歳になられても年度末まで保育料が変更になることはございません。（ただし、上記記載の保育料算定切替時や保育必要量の変更「標準時間⇄短時間」、家庭状況の変化「結婚、離婚等」等で保育料が変更になる場合はございます。）

うちの子の利用料はどうなるの？

対象施設等	0歳児		1歳児		2歳児		3～5歳児	
	住民税 非課税世帯	住民税 課税世帯	住民税 非課税世帯	住民税 課税世帯	住民税 非課税世帯	住民税 課税世帯	住民税 非課税世帯	住民税 課税世帯
保育園、認定こども園(保育園部分)、小規模保育事業所	無料	有料(※4) (基準額表を基に、 所得に応じて負担)	無料	無料 〔市独自制度〕	無料	無料 〔市独自制度〕	無料	
幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)					満3歳児(※1) 無料		無料	
認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター	無料 (月額42,000円 まで)	有料	無料 (月額42,000円 まで)	有料	無料 (月額42,000円 まで)	有料	無料(※2、※3) (月額37,000円まで)	
幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育					満3歳児(※1) 無料 (月額16,300円ま で)	満3歳児(※1) 有料	無料(※3) (利用日数に応じて、月額最大 11,300円、日額最大450円 まで)	

- ※1...満3歳児とは、2歳児クラスで1号認定を受けたお子さんのことです。
※2...お子さんが保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所に入園している場合は有料です。
※3...就労等の要件を満たしており、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。
※4...多子世帯の保育料負担軽減の対象になります。

うちの子の給食費・副食費はどうなるの？

対象施設等	0歳児		1～2歳児		3～5歳児	
	住民税 非課税世帯	住民税 課税世帯	住民税 非課税世帯	住民税 課税世帯	住民税 非課税世帯	住民税 課税世帯
公立保育園	免除	保育料に含まれています。 (納入先:市) ※多子世帯軽減の対象です。 【納入方法】 ・口座振替 ・納付書払い(コンビニ可)	免除	給食費相当分 月額6,700円 (納入先:市) ※多子世帯軽減の対象 です。	免除	〈公立保育園〉 副食費月額4,900円 (納入先:市)
私立保育園						
認定こども園 (保育園部分)、 小規模保育事 業所		保育料に含まれています。 (納入先:園) ※多子世帯軽減の対象です。		給食費相当分 月額6,700円 (納入先:園) ※多子世帯軽減の対象 です。		
認定こども園 (幼稚園部分)			満3歳児 副食費免除	満3歳児の給食費は園に お問合せください。	〈私立保育園・認定こ ども園・幼稚園〉 副食費は園ごとに 異なります。 詳しくは園に お問合せ下さい。	
幼稚園						

- ・0歳児は保育料に給食費が含まれています。1～2歳児はミルク・おやつ代を含めた給食費相当分月額6,700円の実費負担となります。3～5歳児は、公立保育園については主食(ご飯)を持参、副食(おかず)については月額4,900円の実費負担となります。ただし、私立保育園、認定こども園、幼稚園は副食費の金額が異なる場合や、主食を給食で提供している場合があります。詳しくは各園にお問合せください。
- ・年収360万円未満相当の世帯の児童、小学校入学前の範囲で数えて第3子以降の2・3号認定児、小学3年生以下の範囲で数えて第3子以降の1号認定児は副食費が免除となります。

多子世帯軽減について

【1号認定】小学校3年生までの範囲に子どもが2人以上いる場合、その範囲内で年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。

副食費:第3子から免除

【2・3号認定】小学校就学前までの範囲に保育園、認定こども園、幼稚園、または福祉施設等(※)を利用している子どもが2人以上いる場合、その範囲内で年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。

0～2歳児:第1子は全額、第2子は半額、第3子から無料

3～5歳児:第3子から副食費免除

※福祉施設等とは、次の施設が該当します。

①特別支援学校幼稚部 ②情緒障害児短期治療施設通所部 ③児童発達支援 ④医療型児童発達支援
⑤地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)の施設

・1号認定と2・3号認定にそれぞれきょうだいが在籍している場合、認定区分が違っていてもカウントします。

(例)上の子が5歳児(1号認定)で、下の子が1歳児(3号認定)の場合、下の子は第2子とカウントします。

・ひとり親世帯、障害児(者)世帯、年収360万円未満相当世帯については、保育料徴収基準額表をご覧ください。

柏崎市保育園・認定こども園保育料(2号認定・3号認定)徴収基準額表

★以下の保育料は1ヶ月当たりの負担金額です。
この他に園ごとに決められた実費徴収費用がありますので、詳しくは各園へお問い合わせください。

★各年齢は、当該年度の4月1日現在における年齢を基準としたクラス年齢です。
例えば年度途中に0歳児の児童が満1歳に到達した場合でも、保育料は年度末まで変わりません。
認定こども園に通う2歳児の児童が満3歳に到達し、「3号認定」から「1号認定」へ認定変更申請をした場合は、申請日の翌月から「1号認定」となり、保育料が変わります。

★3歳以上児の副食費については、世帯の状況等によって金額が異なりますので、詳しくは各園へお問い合わせください。

階層区分		階層区分の定義	0歳児		1・2歳児	多子カウント 年齢制限
			標準時間	短時間	給食費相当分	
A		生活保護世帯等	0	0	0	年齢制限なし 57,700円未満
B	2	市民税非課税世帯	0	0	0	
C	1-2	市民税均等割のみ	9,000	8,800	6,700	
D	1-2	市民税所得割 57,000 円未満	12,800	12,500	6,700	小学校就学前まで
	2-2	市民税所得割 57,000 円以上 67,000 円未満	15,600	15,300	6,700	
	3-2	市民税所得割 67,000 円以上 77,000 円未満	19,200	18,800	6,700	
	4-2,3	市民税所得割 77,000 円以上 95,000 円未満	23,600	23,100	6,700	
	5	市民税所得割 95,000 円以上 108,000 円未満	28,300	27,800	6,700	
	6	市民税所得割 108,000 円以上 132,000 円未満	32,500	31,900	6,700	
	7	市民税所得割 132,000 円以上 150,000 円未満	36,300	35,600	6,700	
	8	市民税所得割 150,000 円以上 180,000 円未満	39,300	38,600	6,700	
	9	市民税所得割 180,000 円以上 231,000 円未満	42,000	41,200	6,700	
	10	市民税所得割 231,000 円以上 312,000 円未満	44,400	43,600	6,700	
	11	市民税所得割 312,000 円以上 408,000 円未満	46,700	45,900	6,700	
	12	市民税所得割 408,000 円以上	49,000	48,100	6,700	

1.【2・3号認定の多子世帯軽減】

小学校就学前の範囲内に、保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)を利用している子どもが2人以上いる場合、その中で年齢の高い順に第1子、第2子と数え、第1子の保育料は全額負担、第2子は半額、第3子から無料となります。上の子どもが無償化の対象になっても、数え方は変わりません。

ただし、市民税所得割額が57,700円未満の世帯は、保護者と生計を一にする世帯の中の子どもであれば年齢や上記施設の利用の有無は問わず、年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。

2.【ひとり親世帯または障害児(者)世帯等の軽減】

市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯または在宅障害児(者)がいる世帯等は、保護者と生計を一にする世帯の中で最も年齢の高い子どもを第1子、次に年齢の高い子どもを第2子と数え、第1子の保育料は下記の表のとおり、第2子から無料となります。

「軽減後の利用者負担額」

階層区分		階層区分の定義	0歳児		1・2歳児	多子カウントの 年齢制限
			標準時間	短時間	給食費相当分	
A		生活保護世帯等	0	0	0	年齢制限なし
B	1	市民税非課税世帯	0	0	0	
C	1-1	市民税均等割のみ	4,500	4,400	0	
D	1-1	市民税所得割 57,000 円未満	6,400	6,250	6,700	
	2-1	市民税所得割 57,000 円以上 67,000 円未満	7,800	7,650	6,700	
	3-1	市民税所得割 67,000 円以上 77,000 円未満	9,000	9,000	6,700	
	4-1	市民税所得割 77,000 円以上 77,101 円未満	9,000	9,000	6,700	

※【生活保護世帯等】とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯のことです。

※【ひとり親世帯・障害児(者)世帯】とは、新潟県柏崎市保育料条例施行規則別表の備考1(4)に記載されている世帯のことです。

※保育料算定に用いる市町村民税額は、寄附金控除、外国税額控除、配当控除や住宅借入金等特別控除等の税額控除適用前の金額となります。(ただし調整控除は適用します。)

柏崎市長 様

申請日 R8年 10月 15日

保護者氏名 柏崎 太郎

次のとおり、教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る 児 童	氏 名	性 別	生 年 月 日	年 齢	個 人 番 号
	ふりがな かしわざき かい	男	R5 年 4 月 1 5 日	令和9年4月1日現在 3歳	12345XXXXXXX
	柏崎 海	女			
保護者 住所・連絡先	(住所) 柏崎市日石町2-1	住民票がある場所を記入			
	(居所) ☒ 同上 ☐ 住所地と異なる	いずれかに ☒ 住所地と異なる場合 () 内に記入			
	(連絡先) [父携帯] 090-XXXX-XXXX [母携帯] 090-XXXX-XXXX	個人番号(マイナンバー)を記入			
保育の希望 (※)	☒ 有	保育園、認定こども園の保育園部分を希望の方は「有」に ☒			
	☐ 無	幼稚園、認定こども園の幼稚園部分を希望の方は「無」に ☒ (幼稚園の場合を除く。)			

(※)「有」に☒をした場

区分	児童との続柄	氏 名	生 年 月 日	令和8年1月1日現在 当市住民登録	勤務先又は学校名等	個 人 番 号	
児 童 の 世 帯 員	父	ふりがな かしわざき たろう	S63・1・2	有・ 無	〇〇会社	12345XXXXXX	
		柏崎 太郎		無の場合、市町村名 (××市)	単身赴任等で柏崎市に住民登録がない方や令和7年1月2日以降に柏崎市へ転入した方は「無」に○をつけ、市町村名を()内に記入		
	ふりがな かしわざき はなこ	H3・1・3	有・ 無			XXXXXXXX	
	柏崎 花子		無の場合、市町村名 ()				
	姉	柏崎 秋香	H31・4・5	有・ 無		△△小学校	12345XXXXXX
	兄	柏崎 栗太	R3・8・20	有・ 無		△△保育園	12345XXXXXX
祖 父 母 の 状 況	児童との続柄	氏 名	生 年 月 日	児童世帯との住所の別	勤務先又は職業等	個 人 番 号 (同居の場合のみ記入)	
	父方祖父	柏崎 三郎	S37・1・2	同居・別居	△△会社	12345XXXXXX	
	父方祖母	柏崎 もみじ	S38・1・3	同居・別居	無職	12345XXXXXX	
	母方祖父	米山 風	S40・1・2	同居・別居	△△工場		
	母方祖母	米山 いちよう	S41・1・3	同居・別居	△△店		

保育園を希望する場合必ず第6希望まで記入

施 設 名 ※希望順に記入	① △△保育園	② ○○保育園	③ □□保育園
	④ ▽▽保育園	⑤ △▽保育園	⑥ ○△保育園
期 間	☒ 就学時まで 令和9年 4月 1日から □ 年 月 日まで		
同時入園となる 兄弟姉妹	氏 名 柏崎 栗太	施設名 △△保育園	(☒ 利用中 □利用予定)
	氏 名	施設名	(□利用中 □利用予定)

3 世帯の状況

それぞれの項目を確認して☑

生活保護の適用	☐ 有（ 年 月 日開始） ☒ 無
家庭の状況	☐ ひとり親世帯（ ☐ 死別又は離婚 ☐ 未婚） ・ひとり親家庭等医療費助成受給者証（64県親） ☐ 有 ☐ 無 ・児童扶養手当の受給資格（全部支給・一部支給・全部停止を含む。） ☐ 有 ☐ 無 ☐ 里親世帯 ☒ 上記以外
障害者手帳等	申請に係る児童本人又は同居の世帯員のうち、該当する項目がある場合 ☒ 身体障害者手帳の交付 ☐ 療育手帳の交付 ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付 ☐ 障害基礎年金の受給 ☐ 特別児童扶養手当の認定 ・上記項目の該当者 ☐ 児童本人 ☒ 世帯員（氏名： ○○ ○○ 児童との続柄： ×× ） ☐ 該当なし

以下は、保育園、認定こども園の保育園部分、小規模保育事業を希望する場合に記入してください

4 保育を必要とする事由、保育必要量

保育を必要とする事由	父	☒ 就労 ☐ 就学 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 求職活動 ☐ 災害復旧 ☐ 育児 ☐ その他 []
	母	☐ 就労 ☐ 就学 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 求職活動 ☐ 災害復旧 ☒ 妊娠・出産 ☐ 育児 ☐ その他 []
保育必要量	☐ 保育標準時間利用（11時間以内）を希望する。 ※上記事由が「就労」の場合は、勤務時間が父母それぞれ月120時間以上で該当とする。	
	☒ 保育短時間利用（8時間以内）を希望する。 ※上記事由が「就労」の場合は、勤務時間が月48時間以上120時間未満で該当とする。 「育児」又は「求職活動」の場合は、原則短時間利用とする。	

希望の保育必要量に☑

※ 認定証について

認定を受けると、認定された内容（認定区分、保育必要量等）が記載された「認定通知書」が交付されます。

「認定通知書」とは別に、「認定証」の交付を希望する方は、別途保育課窓口での申請が必要です。

なお、「認定通知書」、「認定証」とともに記載される内容は同じです。

※施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日 年 月 日

施設（事業者）名	(事業所番号)
備考	

※市記載欄

記入不要					
保育必要事由 ☐父 ☐母 ☐その他 点 点 合計点					
入力確認					
入力者	日付	確認者	日付	不足書類 ☐ 有（ ☐ 依頼済み） ☐ 無 ☐ 父：申立書 ☐ 母：申立書 ☐ その他（	